

水質環境基準（健康項目）について

1．環境基準（健康項目）等の設定の考え方

（1）水質環境基準健康項目について

カドミウム、全シアンといった人の健康の保護に関する環境基準については、設定当初の8項目から順次追加設定され、現在では26項目となっている。設定にあたっては、「水環境の汚染を通じ人の健康に影響を及ぼすおそれがあり、水質汚濁に関する施策を総合的にかつ有効適切に講ずる必要があると認められる物質」を選定し、我が国やWHO等の国際機関において検討され、集約された科学的知見、関連する各種基準の設定状況を基に基準値を設定している。

（2）要監視項目について

平成5年1月の中央公害対策審議会答申（水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目追加等について）を受け、「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とせず、引き続き知見の集積に努めるべきもの」として、要監視項目を選定し、我が国やWHO等の国際機関において検討され、集約された科学的知見、関連する各種基準の設定状況を基に指針値を設定している。

要監視項目の測定については、現在のところ通知により、国から都道府県等に実施を要請しているところであるが、これらの物質の状況を適切に把握するという観点から必ずしも十分とはいえない状況である。また、排出についても削減・抑制に関する法的な位置付けがなく、地方公共団体における指導等についても法的根拠がなく、継続的な指針値の超過や利水障害などの事例もある。

（参考）水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（第2次答申）（抄）

3．検討結果

（3）その他（要監視項目のあり方について）

要監視項目の測定については、現在のところ通知により、国から都道府県等に実施を要請しているところであるが、いくつかの都道府県においては全く実施されていないという問題もあり、加えて、近年では全体の検体数の微減が見られる状況であり、これらの物質の状況を適切に把握するという観点から必ずしも十分とはいえない状況である。

1,4-ジオキサンについては、公共用水域等への流出による水道の取水停止が複数例あったところであるが、要監視項目の監視が十分ではなく、他の物質でも同様の問題が起こる可能性があるのではないかと懸念される。このため、都道府県において適切な監視実施の動機となるよう、あるいは突発的な水質汚染等にも対応ができるよう、要監視項目の位置づけについて検討すべきである。

(3) 要調査項目について

平成8年度から「水環境に係る有害物質懇談会」を設置し検討を進め、水環境を経由した化学物質からの人の健康や生態系に有害な影響を与えるおそれ(以下「水環境リスク」という。)を低減するため、あらかじめ系統的、効率的に対策を進める必要があるとの認識のもと、平成10年5月に「水環境リスク」はあるものの比較的大きくはない、または不明であるが、環境中での検出状況や複合影響等の観点から見て、知見の集積が必要な物質として要調査項目を300選定している。

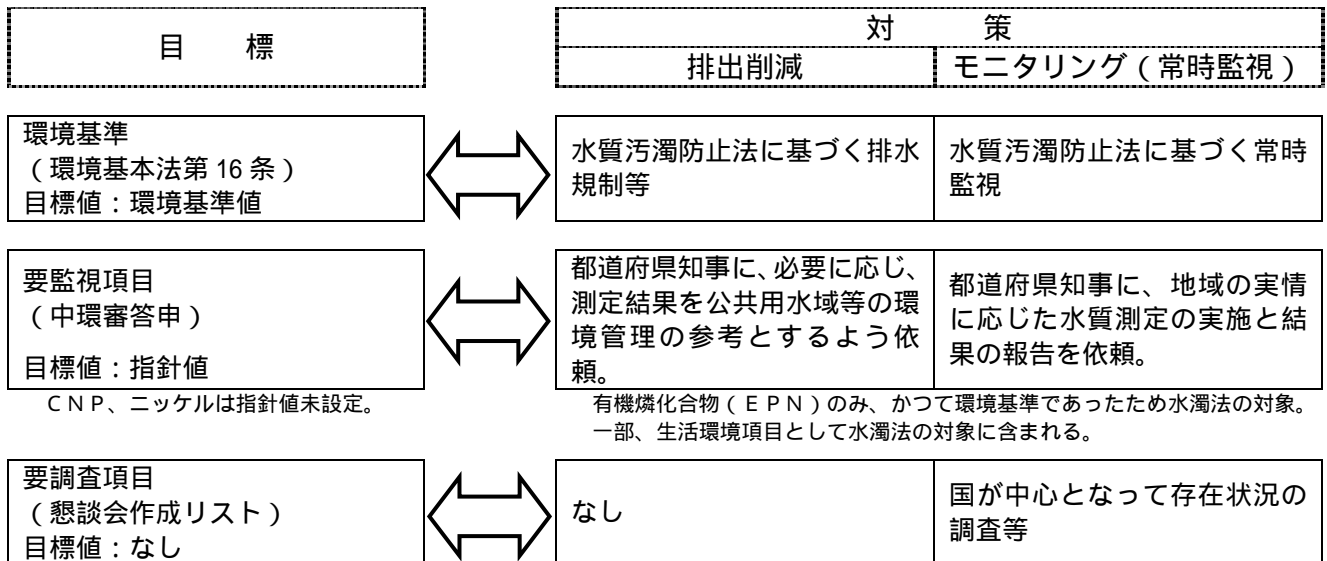


図1 環境基準健康項目、要監視項目、要調査項目と水質汚濁防止法の関係

表1 環境基準項目と要監視項目の公共用水域測定地点数の推移

項目 (環境基準)	公共用水域測定地点数			項目 (要監視項目)	公共用水域測定地点数		
	平成17年度	平成18年度	平成19年度		平成17年度	平成18年度	平成19年度
平均	3,656	3,605	3,617	平均	715	734	879
				平均(EPNを除く。)	696	721	867
カドミウム	4,520	4,424	4,400	クロロホルム	1,009	1,055	1,251
全シアン	4,107	3,992	3,986	トランス-1,2-ジクロロエチレン	721	707	895
鉛	4,627	4,584	4,562	1,2-ジクロロプロパン	723	709	900
六価クロム	4,264	4,155	4,124	p-ジクロロベンゼン	750	741	936
砒素	4,576	4,510	4,519	イソキサチオン	721	689	836
総水銀	4,394	4,273	4,254	ダイアジノン	722	693	861
アルキル水銀	1,307	1,154	1,070	フェニトロチオン(MEP)	804	782	936
PCB	2,454	2,499	2,513	イソプロチオラン	720	723	939
ジクロロメタン	3,644	3,615	3,633	オキシ銅(有機銅)	643	730	771
四塩化炭素	3,650	3,623	3,586	クロロタロニル(TPN)	728	705	841
1,2-ジクロロエタン	3,638	3,610	3,629	プロピザミド	725	703	839
1,1-ジクロロエチレン	3,634	3,605	3,638	EPN	1,199	1,053	1,203
シス-1,2-ジクロロエチレン	3,636	3,611	3,647	ジクロルボス(DDVP)	721	706	840
1,1,1-トリクロロエタン	3,677	3,633	3,700	フェノブカルブ(BPMC)	660	699	887
1,1,2-トリクロロエタン	3,648	3,591	3,639	イプロベンホス(IPP)	789	697	832
トリクロロエチレン	3,771	3,736	3,744	クロルニトロフェン(CNP)	782	705	840
テトラクロロエチレン	3,770	3,735	3,744	トルエン	708	715	929
1,3-ジクロロプロペン	3,680	3,633	3,652	キシレン	708	710	914
チウラム	3,592	3,541	3,520	フタル酸ジエチルヘキシル	555	650	730
シマジン	3,608	3,567	3,549	ニッケル	1,001	1,003	1,146
チオベンカルブ	3,609	3,542	3,570	モリブデン	632	699	853
ベンゼン	3,588	3,559	3,596	アンチモン	748	767	917
セレン	3,632	3,617	3,584	塩化ビニルモノマー	462	635	631
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	4,304	4,176	4,370	エピクロロヒドリン	462	598	666
ふっ素	2,926	2,932	2,995	1,4-ジオキサソ	471	615	748
ほう素	2,804	2,817	2,826	全マンガン	687	791	871
				ウラン	451	528	725

(注)ほう素:地点数は海域を除く
 総水銀:平成18年度の公共用水域~の値は「水銀」の値

(出典:環境省「公共用水域水質測定結果」から集計。)

**(参考) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)と
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管
法)について**

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)

人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し、事前にその化学物質が難分解性等の性状を有するかどうかを審査する制度を設けるとともに、その有する性状等に応じ、化学物質の製造、輸入、使用等について必要な規制を行うことを目的とする法律。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障の未然防止を図ることを目的としている。環境への排出量の把握等を行うPRT R制度及び事業者が化学物質の性状及び取扱いに関する情報(MSDS)を提供するMSDS制度等が定められている。